

○国東市観光周遊促進支援事業助成金交付要綱

令和7年4月1日
告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、市内の観光施設等の周遊を目的とした旅行商品造成を促進することにより、魅力的な観光地づくりや観光事業の振興を図るため、旅行者に対し予算の範囲内において国東市観光周遊促進支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関して、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市規則62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行者かつ日本国内の事業者であること。

2 助成対象者は、自己又は自社の役員等及び旅行の参加者全員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業(以下「助成金対象事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旅行の出発地は国東市外からとし、往復ともに貸切りバスを利用すること。
- (2) 旅行の参加人数は、1行程につき10人以上であることとし、参加人数については旅行者、バス事業者の乗務員及び添乗員を除くこと。
- (3) 市内の飲食施設等で1回以上の食事利用を行うこと。
- (4) 市内の特産品等の販売施設(道の駅及び里の駅等)に立ち寄ること。
- (5) 市内の観光施設等を3箇所以上見学し、うち1箇所は有料施設とすること。(ただし、飲食施設、販売施設は含まれない。)
- (6) 学校行事(修学旅行、社会見学、農家民泊等)として行う教育旅行、主な目的が会議・研修、特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (7) 旅行参加者に所定のアンケートを回答させ、集計結果を提出すること。
- (8) 募集用のチラシ・パンフレット・専用サイト等に、本助成金を利用して催行する旨の文言を記載すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は日帰り旅行の場合は旅行参加者数に対して2,000円を乗じて得た額とし、国東市内での宿泊を伴う旅行の場合は旅行参加者数に対して3,000円を乗じて得た額とする。

(助成金対象事業の募集期間)

第5条 市長は、助成金対象事業の期間を定めて募集するものとする。

2 市長は前項の規定による募集にあたり、要領を定め、これを公表するものとする。
(助成金対象事業の募集及び指定)

第6条 助成金の交付申請を行おうとする者は、募集要領に定められた期間に国東市観光周遊促進支援事業助成金対象事業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程の確認書類(食事場所・宿泊施設・観光施設等明記のもの)
- (2) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があった場合には当該申請の内容を審査し、助成金対象事業に指定するときは、速やかにその内容を国東市観光周遊促進支援事業助成金対象事業指定書(様式第2号)により通知するものとする。
(助成金事業の変更・取消)

第7条 前条により指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)が次の各号に掲げる内容の変更を行おうとする場合には、指定事業者は旅行催行日までに速やかに市長に報告を行うものとする。

- (1) 旅行日程の変更
- (2) その他、事業の目的の達成に影響を与える変更

2 指定事業者が助成金対象事業指定書に定められた事業の取消を行おうとする場合には、旅行催行日までに国東市観光周遊促進支援事業助成金対象事業取消届出書(様式第3号)を提出すること。
(実績報告及び助成金の交付申請)

第8条 前条の指定事業者は、旅行催行後1月以内に国東市観光周遊促進支援事業助成金交付申請書(兼実績報告書)(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実行した旅行行程の確認書類(食事場所・宿泊施設・観光施設等明記のもの)
- (2) 旅行の各行程の参加人数や旅行催行日等の確認が出来る書類(食事施設等で発行された領収書で人数が明記されているもの等。)
- (3) 宿泊を伴う場合、宿泊施設の宿泊利用証明書(様式第5号)又は領収書の写し(宿泊日や人数が明記されているものに限る。)
- (4) 国東市観光周遊促進支援事業 お客様アンケート集計表(様式第6号)
- (5) 第6条第2項に規定する国東市観光周遊促進支援事業助成金対象事業指定書(様式第2号)の写し
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 確認書類や宿泊証明書等は旅行業者、バス事業者の乗務員及び添乗員との区別が分かるようにすること。
(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条による助成金の交付申請があった場合には内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに国東市観光周遊促進支援事業助成金交付決定書(様式第7号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 10 条 指定事業者は、補助金の交付を請求しようとするとき国東市観光周遊促進支援事業助成金請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定により助成金交付請求書を受理した場合、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還等)

第 12 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく市長の命令に違反したとき。

(3) 申請及び報告内容の虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査及び書類の保管)

第 13 条 市長は、この告示の適正な運用を図るため、必要と認める時は指定事業者に対して必要な書類の提出を求め、実情を調査することができる。

2 指定事業者は当助成金に係る証拠書類を事業の完了した日の属する年度から、起算して 5 年間保存しておかななければならない。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。